

四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例

改正案	現 行
<p><u>(費用の受領)</u></p> <p><u>第6条 市長は、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第5号）第3条に規定する利用者負担額、四街道市立保育所時間外保育運営規則（昭和62年規則第13号）第8条に規定する延長保育料及び四街道市一時保育事業実施規則（平成14年規則第32号）第8条に規定する一時保育事業利用料のほか、保育所の保育において提供する便宜に要する費用について、入所又は利用をする児童の保護者から支払を受けるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p>